

## 法定後見 Q & A

Q 成年後見人等が専門家の場合、報酬はどのぐらいかかりますか？

A 通常1年に1回、成年後見人等からの申立てに基づき、家庭裁判所の審判により金額が決められ、本人の財産から報酬が支払われます。報酬の額は、成年後見人等が行った仕事の内容や期間、本人の財産の額や内容、その他の事情などを考慮して、家庭裁判所が決定します。目安として、管理財産額が1,000万円以下の場合は月額2万円程度です。

Q 成年後見人等の行為を監督する人はいますか？

A 家庭裁判所は成年後見人等に対し、定期的に後見事務や本人の財産状況について報告させ、本人の権利が濫用されることが無いよう監視・監督を行います。また、必要に応じて家庭裁判所が監督人を選任し、成年後見人等を監督させる場合もあります。

Q 預金や収入が少ない人は成年後見制度を利用できないのでしょうか？

A 財産状況を問わず必要な方が制度を利用できるように、足立区では要件を満たした方に対して申立て費用の助成と後見人等への報酬費用助成を行っています。詳しくは足立区のホームページ等にてご確認ください。

## 任意後見制度

「任意後見制度」は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した際に支援を行う任意後見人を決めておく制度です。

事前に支援内容や方法、報酬額等を本人と任意後見受任者で話し合い、二者で公証役場(5ページ参照)にて契約を行います。必要書類等、詳しくは公証役場にご確認ください。

今は元気だが、将来判断できなくなったらときは信頼できる人に任せたい  
判断能力に問題ない

公証役場  
任意後見契約を結び、  
公証人が東京法務局へ登記します。  
費用  
公正証書作成・印紙代等(2~3万円)

判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人の申立てを行うことで、任意後見人の支援が開始されます。

物忘れが増えて  
判断能力が低下してきたなあ  
本人  
受任者  
お金の管理が難しくなってきて  
いるなあ

家庭裁判所  
任意後見監督人選任の申立て  
審判  
成年後見登記  
支援開始

任意後見契約後、支援開始(=判断能力の低下)までに時間が空くことから、専門職に依頼する場合は任意後見契約とは別に「見守り契約」「財産管理委任契約」を行い、ご本人の状態に合わせて段階的に支援していく場合もあります。詳しくは各専門機関(5ページ参照)へご確認ください。

## 成年後見制度推進機関

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会  
成年後見センターあだち

03-6807-1520

受付時間 午前9時～午後5時  
(土日・祝祭日はお休み)

〒123-0872 東京都足立区江北5-14-5  
すこやかプラザあだち3階  
電話: 03-6807-1520  
FAX: 03-3896-2302  
Email: koken@adachisyakyo.jp  
URL: <https://adachisyakyo.jp>



日暮里・舎人ライナー  
江北駅より徒歩10分

## 成年後見制度の案内などの足立区内の一般的な相談先一覧

分野	相談窓口	電話番号
制度全般	医療介護連携課権利擁護推進係	03-6807-1158
高齢者	25か所の地域包括支援センター	03-6807-2460 (代表/基幹地域包括支援センター西部)
知的障がい者	障がい援護課基幹相談・ 権利擁護係及び各援護係	03-3880-0708 (基幹相談・権利擁護係)
精神障がい者	障がい福祉センターあしそと	03-5681-0132 (自立生活支援室)
精神障がい者	中央本町地域・保健総合支援課 精神保健係及び各保健センター	03-3880-5357 (中央本町地域・保健総合支援課精神保健係)

## 成年後見制度等に関する関連機関

東京家庭裁判所「後見センター」(音声案内)	03(3502) 5454
千住公証役場	03(3882) 1177
三弁護士会「高齢者・障害者のための電話相談」	03(3581) 9110
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部	03(3353) 8191
公益社団法人東京社会福祉会 権利擁護センターぱとなあ東京	03(5944) 8680

大切な人を守る、あなたを守る

# 成年後見制度



足立区／足立区社会福祉協議会



## 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって財産の管理や契約を自分で十分に行なうことが難しい方に対し、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び法的に支援する制度です。

成年後見制度には自分で十分な判断ができない方のための「法定後見制度」と、将来判断能力が低下した時のために備えておく「任意後見制度」の2種類があります。

## 成年後見人等ができること

成年後見人等は、本人の財産管理や福祉サービスの手配・契約・履行状況の確認、入退院の手続き、施設入所契約などを行います。これらを行うにあたり、成年後見人等は本人の意思を尊重しなければならないとされています。

## 成年後見人等ができないこと

- 介護や家事援助などの事実行為      ■ 入院・入所時の身元保証
- 手術などの医療に関する同意      ■ 養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- 遺言、臓器提供、延命治療等、本人の意思に基づくことが必要な行為など

## 成年後見人等の候補者となる方へ

成年後見人等に選任されると、具体的には次のような支援を行います。

### 財産の管理に関すること

金融機関との取引や公共料金・サービス利用料等の支払い、各種行政手続きなどを行います。本人の資産や負債、収支状況などを把握し、本人のために適切に財産を管理していく必要があります。

### 生活に関すること

定期的に本人と面談し、本人の生活の様子を確認します。福祉サービスを利用する際の契約や、施設への入所時の契約、入退院時の手続きなど、できるだけ本人の意思を尊重しながら、本人が安心して生活を送れるようサポートを行います。

### 家庭裁判所への報告

成年後見人等になると、本人の財産状況等を調べ、審判から2か月以内に家庭裁判所に「初回報告」を行う必要があります。以降は年に1回、家庭裁判所への「定期報告」が必要となります。<sup>\*</sup>後見等監督人が選任されている場合は、監督人への報告が必要です。

<sup>\*</sup>財産が多い場合、親族間で意見の相異がある場合など、家庭裁判所が職権で監督人を選任することがある

# 法定後見制度

「法定後見制度」は、すでにご本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって後見人等が選ばれる制度です。

## 【法定後見制度】を利用するにあたり、事前に確認しておきたいこと

### 1 申立人は誰か？

申立てができる方は、ご本人、配偶者、4親等内の親族などです。身寄りのない方は、区市町村長が申立てる場合もあります。なお、申立費用(3ページ下部を参照)は原則申立人が負担します。

### 2 後見人等候補者は誰か？

本人の親族以外にも、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職に候補者を依頼することもできます。ただし、家庭裁判所が判断するため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。希望した候補者が選ばれなかったという理由による後見人等の変更や、申立ての取り消しはできません。

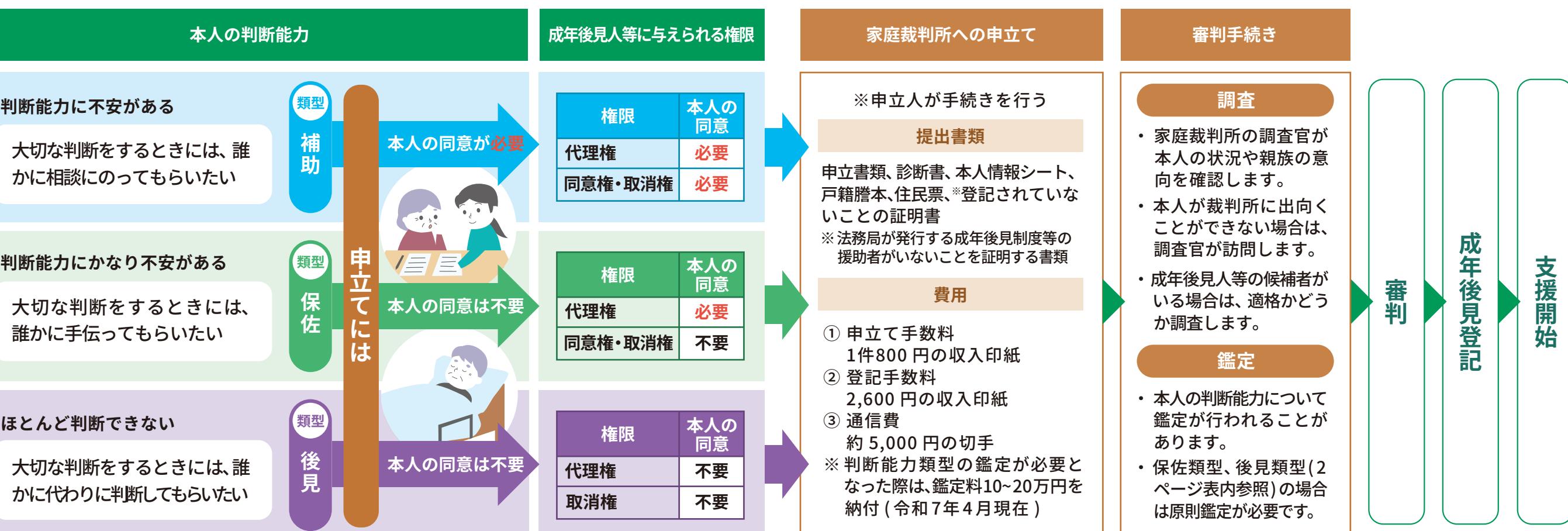
### 3 診断書作成を依頼する医師は？

申立てには成年後見制度用の診断書が必要となり、原則診断書に基づいて申立てになります。まずはかかりつけ医に診断書の作成が可能かどうかを確認しましょう。なお、本人を日頃から支援している福祉関係者の方に、本人の生活情報をまとめた本人情報シートを作成していただき、診断書作成依頼時に医師へ提出することで、生活の様子を踏まえた診断をお願いすることができます。

代理権 本人に代わって特定の法律行為を行う権限

同意権 本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを検討し、問題が無い場合に了承する権限

取消権 本人が行った不利益な契約を取り消す権限（日用品の買物などを除く）



申立て準備

2

申立て後、2～3か月

3